令和８年度　大田区止水板設置助成のご案内

近年、台風や豪雨災害による被害が多くなっています。
区では、浸水による被害を防止又は軽減することを目的に「止水板設置助成」を実施しています。
止水板とは、建築物に水が浸入することを防止するために当該出入り口等に設置するものです。是非、本助成制度をご活用ください。

※まずは、事前にご相談ください。

【対象区域】過去に浸水被害が発生した地域又は発生のおそれがある地域

【助成内容】(注)今年度の助成額となります。

個人：止水板設置工事に要した費用　×4/5　（100万円を限度）
※区内に住民登録をしていない個人は、50万円を限度
簡易型止水板購入費用　×4/5　（25万円を限度）

法人：止水板設置工事に要した費用　×3/5　（150万円を限度）
簡易型止水板購入費用　×3/5　（20万円を限度）

※ただし、所定の条件を除き1棟の建築物につき1回を限度とする

★★ 申請の流れ ★★

①止水板設置工事

ステップ１．書類の提出（工事着手前に）
- 止水板設置助成金交付申請書
- 位置図、写真、図面、見積書等
- 次の書類のいずれか１つ
  - 住民税納税（非課税）証明書の写し
  - 身分証明書の写し
  - 法人住民税納税証明書の写し
  - 設置に関して集会の決議
- 承諾書（申請者が賃借人の場合）

○止水板設置助成金交付決定通知書　交付

★ 止水板の設置工事

ステップ１-２．書類の提出
- 止水板設置完了届　・領収書
- 止水板設置完了現場写真
- しゅん工図　・設置場所位置図

○ 書類審査・現場検査

○ 止水板設置助成金交付額確定通知書　交付

②簡易型止水板購入

★ 止水板の購入

ステップ１．書類の提出（購入後速やかに）
- 止水板設置助成金交付申請書
- 仕様記載のもの、写真、領収書等
- 次の書類のいずれか１つ
  - 住民税納税（非課税）証明書の写し
  - 身分証明書の写し
  - 法人住民税納税証明書の写し
  - 設置に関して集会の決議
- 承諾書（申請者が賃借人の場合）

事業の詳細や必要書類は、
二次元コードから確認できます。

○ 簡易型止水板購入助成金交付確定通知書　交付

ステップ２．書類の提出
止水板設置助成金請求書＋支払金口座振替依頼書
→ ○ 助成金のお振込み

大田区まちづくり推進部建築調整課　地域道路整備担当
〒144-8621　大田区蒲田五丁目13番14号　本庁舎７階
電話 5744-1308　FAX 5744-1558